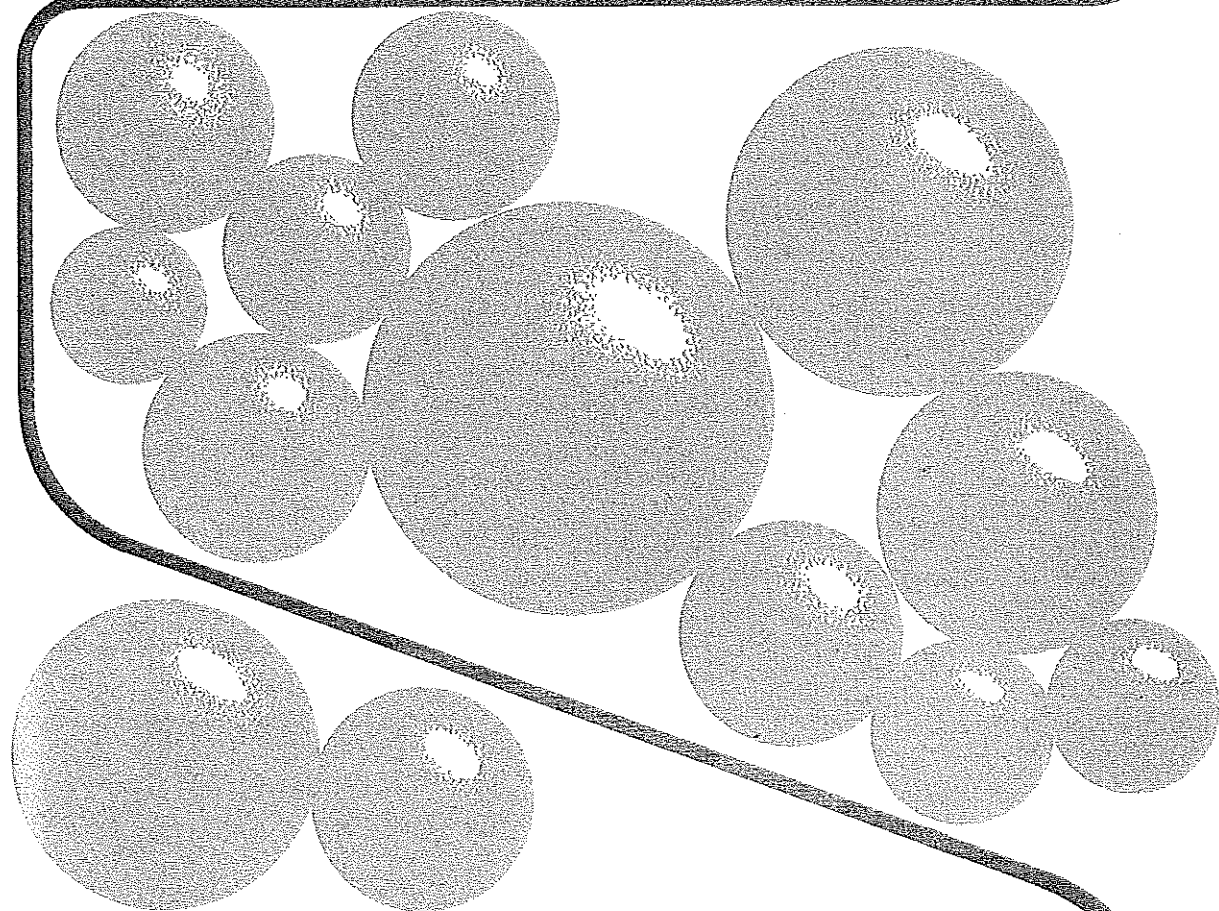


# 北海道行政書士会報



'74/1

No.73

△全道業務研究会

△全会員実態調査の必要性

△49年度定時総会は5月22日

# 謹 賀 新 年

会 長	藤 山 利 夫	理 事	浅 利 正 一
副 会 長	榎 波 弥 一 郎	"	後 藤 勲
"	星 享 克	"	日 向 寺 正 幸
"	黒 島 宇 吉 郎	"	天 野 晴 清
常 任 理 事	成 田 正 幸	"	平 賀 昌 夫
"	長 谷 川 寿 延	"	新 藤 直 夫
"	葛 西 義 雄	監 事	古 川 広 夫
"	高 田 敏 一	"	田 村 英 夫
"	木 川 政 蔵	"	染 川 賢 一 郎
"	平 沢 清 一	網 紀 委 員 長	小 城 清 二
"	大 淵 博 之	網 紀 委 員	野 崎 幸 治
"	石 川 常 次 郎	"	犬 飼 竹 治
"	中 野 敦 雄	"	成 沢 梅 次 郎
"	荒 慶 次 郎	"	有 馬 範 治
理 事	佐 藤 武 正	事 務 局 長	山 本 正 一
"	橋 本 雄 一	経 理 係	田 代 幸 子
"	丸 山 大 典	総 務 係	蝦 名 睦 子
"	佐 藤 三 千 三		

## 北海道行政書士会

## 事 務 局

札幌市中央区南1条西5丁目 〒060  
 愛生館ビル5階 TEL 251-4073  
 251-4061

### 第73号 も く じ

年頭のご挨拶……………藤山 会長…1	青年会の活動あれこれ……………14
年頭にあって……………堂垣内 知事…2	寅年を迎えて……………後 藤 勲…15
年頭のことば……………日黒地方課長…2	大先輩高梨行政書士(81才)……………15
全道業務研究会……………3	室蘭支部・日高支部合同研修会……………16
49年度定時総会は5月22日……………7	お知らせ……………16
'48中間決算報告と補正予算の組替え……………8	20年前に開業した日向寺書士……………17
本会のうごき……………9	随筆「酒の害と益」……………17
支部のうごき……………9	趣味の欄……………18
寅年に寄せて……………柴山 信一郎…9	会員のうごき……………18
絶対に必要な「実態調査」……………10	支部めぐりーその9ー十勝支部の巻……………20
雪のない日高でキャンペーン活動終る……………11	支部めぐりーその10ー留萌支部の巻……………21
企画、業務合同会議で'49事業計画案討議……………13	支部めぐりーその11ー日高支部の巻……………裏表紙
専業を押しとおす伊東書士……………13	編集後記……………21
自動車登録等代行業務の取扱……………13	

### 表紙の意味するもの

放送アートセンター  
 T.V.美術課長 吉田 達夫  
 小生の案がご採用になり、原案者として、嬉しく存じます。絵についてその狙いを申しますと、①円球は、道行政書士会に属する13支部の数を表わし、②この円球の個々の大きさ、全体としての広さは、あくまでも図案上の表現で、北海道の地域とは関係なく、他意はありません。③円球そのものは「和」を表わし、円球の中の白い部分は「和」の陽（輝く意味）を表現したつもりです。

題字は藤山会長 揮毫

## 年 頭 の ご 挨拶

会長 藤 山 利 夫



昭和49年の希望に輝く新春を、皆様とともにお祝いできますことは、この上なく喜びにたえません。

昨年の本会は、新組織体制になって初めての定時総会を函館市において開催して、新法の精神にのっとり、変遷の激しい社会状況の中にあつて、行政書士会の対応すべき幾多の当面する重要案件が審議され、社会的責務を負う公法人の立場を明確にするため、自主運営の強化を大前提に、昭和48年度の運営は、極めて力強く推進されたのであります。

1. 組織体制と自主運営の強化を図るため会費の値上
2. 行政書士の社会的地位向上を期して報酬額の改正
3. 業務知識の研鑽と受託体制確立のため業務研修会
4. 行政書士制度を一般に啓発するキャンペーン活動
5. 業務の専門的分野を確立する業務資料の編集配布
6. 行政書士業務取扱の正常化と職域確立に監察活動

その他、日行連の福祉事業面に呼応して、会員に年金制度の導入を図るなど、数多くの事業決定に基づく運営は、綿密な実施計画によって、10月を最盛実施期とし企画部、業務研修部、監察部の3部門が一体となり、対外的に意欲的な活動を実施して参りました。

活動状況は、会報が示すとおり昨年は、外に向つては走る行政書士会として、全道各地に出現し行政書士の啓発に努めるとともに、非行政書士行為の実態をつぶさに調査し、また官公署に対しては、行政書士の活用を要請しつつ理解と協力を得る活動をしたのであります。この活動から得た各分野の貴重な成果は、本会運営の方向について、新しい問題点を明らかに示しております。

今年は、幾多の成果資料を基とし本道における特殊性を加味した運営を取入れ、業界発展のため更にその歩を進めて参りますので、一層のご協力をお願い申し上げ、業務のご発展とご多幸を心から祈念いたし、新年のご挨拶といたします。

## 年頭にあたって



道民のみなさん、明けましておめでとうございます。

希望に輝く昭和49年の新春を、みなさんとともにお祝いできますことは、まことに喜びにたえません。

昨年の本道は、道民みなさんの努力により、稲作が二年続きの豊作となったのをはじめ、第三期北海道総合開発計画の進展もあって、産業経済は順調に推移し、道民の所得水準も著しく向上いたしました。

また、本道発展のために重要な役割をになう北海道新幹線ルートのご正式決定、待望の国立旭川医科大学の開学、北方圏諸国との交流拡大、さらには、私どもの悲願である北方領土問題も田中総理大臣の訪ソによって、今後に期待が持たれるに至りました。

しかし、一方におきましては、世界的な経済変動の余波をうけ、物価の上昇や石油に端を発した生活物資などの問題が、道民生活の上に大きな影響を及ぼし、使い捨て時代にきびしい反省を迫られるとともに、道政上きわめて重要な課題となってきたのであります。

本年は、このような諸般の情勢に対処するとともに、私の理念とする人間優先の道政をいっそう推し進め、安定した道民生活の確保につとめる考えであり、とくに心

### 北海道知事 堂垣内 尚 弘

身障害者や老人、子どもなど、社会的に弱い立場にある人々の福祉向上に一段と力を注いでまいりたいと存じます。

私は、今日こそ、北海道の良さの再発見につとめ、530万道民の創意と参画によって、北海道のもつすぐれた特性を十分に活用し、魅力ある北海道をつくりあげなければならぬと考えております。

このため、守るべき自然はこれを保護し、公害の防止をさらに徹底し、秩序ある開発を進めるとともに、地域間、産業間の格差の解消につとめ、とくに地域に応じた特色ある生活、教育、文化、産業を築き上げ、すべての地域を、活力にあふれた生活と生産の場とするよう最善の努力を注ぐ考えであります。

新しい北海道を築くものは人であります。

私は、道民のみなさんと相携え、新しい開拓精神に満ちた人間性豊かな青少年の育成とともに、理性と不屈の闘魂にあふれた道民気質の醸成につとめてまいりたいと存じます。

輝かしい年頭にあたり、道民のみなさんにおかれましては、さらに思いを新たにされ、北海道の限りない発展のためにいっそうのご精進をお願い申し上げます。

みなさんのご健勝とご多幸を心からお祈りしてごあいさついたします。



### 北海道総務部 地方課長 目 黒 皓 一

新年あけましておめでとうございます。

住民と官公署のかけ橋として日夜努力されております会員各位に対し、心から敬意を表するものであります。

最近、社会経済は著しく揺れ動き住民が行政に求めるものもいよいよ多岐にわたっており、国や地方公共団体がこうした情勢の変化に敏感に対処することは喫緊のことです。このような事情を反映して官公署の仕事の内容も複雑かつ細分化され、さらに迅速化が要求されているところであり、会員各位の果す役割も極めて大きく住民の会員各位に対する依存度も過去に例をみないほ

ど高いものになっているものと存じます。こうした傾向は、今後ますます強まるものと思われませんが会員各位におかれましては、その果す社会的責任の重大さを十分認識され、新たな決意のもとに一層のご精進をお願い申し上げます。

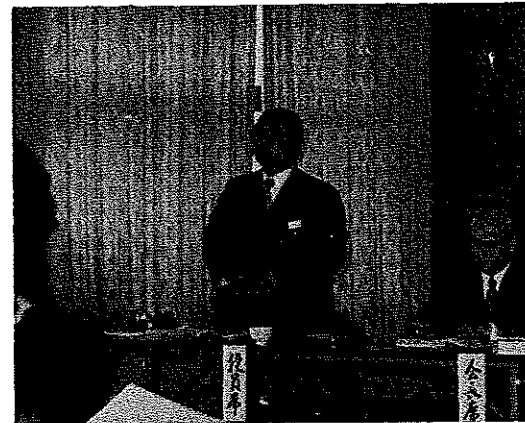
また、私どもも、北海道行政書士会と密接な連けいを保ち、会員各位が住民と官公署との間にあって、仕事がスムーズにできますよう努力してまいりたいと存じます。

終わりに会員各位のご健勝を祈念いたしますとともに、北海道行政書士会の一層のご発展を念願して年頭のあいさついたします。

## 全道業務研究会

### 168名熱心に討論—女性7名—

#### 参加者の数、質の変化めだつ



進行係の黒島業研部長

本会主催でブロック別に開催した研修会、支部独自の発想でその地域が最も必要とするであろう研修会、あるいは大学教授による講演会と、48年は例年より研修熱が高まり、研修科目も例年より変化があったし、受講層も若い書士も女性書士もチラホラ見え、ここにも移り変わりが出たが、研修で得た基礎知識が実務の場でどう活用されたろうか、またどこに問題が隠れていたのか。

ここ1年間の実務を通しての学習を、行政書士同志で討論する第2回全道業務研究会が、11月26日、27日の2日間札幌都市会館で開かれ、13支部から合計165名がこの研究会に参加した。

26日は、藤山会長のあいさつ、黒島業研部長の行事案内のあと、鈴木啓夫札幌商大助教授が民法総論について講義され、午後は相続、契約について実務講座を、27日は、農地の実務 — 石道政治  
運輸業務の範囲 — 葛西義雄  
交通事故の責任と賠償問題 — 木川政蔵  
風俗衛生業務のポイント — 平沢清一  
建設業許可申請のポイント — 高田敏一

というテーマをそれぞれの提言者が説明し、これについて各部門のエキスパートが助言し、夕刻終了した。

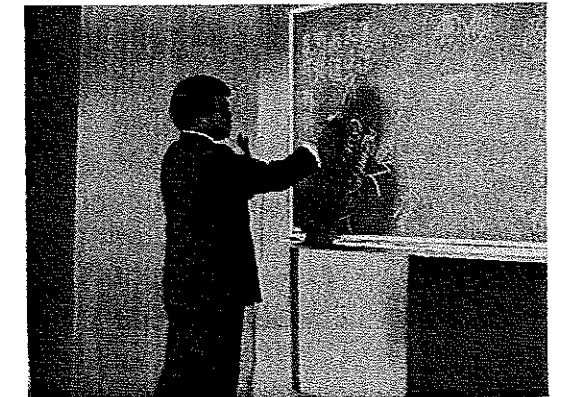
支部別受講者 (26日正午現在)

札幌 39、函館 5、小樽 5、空知 5、旭川 3、留萌 1、室蘭 11、日高 3、網走 2、十勝 8、釧路 1 計83名 (このうち女性資格者 5、女性補助者 2) 注 27日は85名

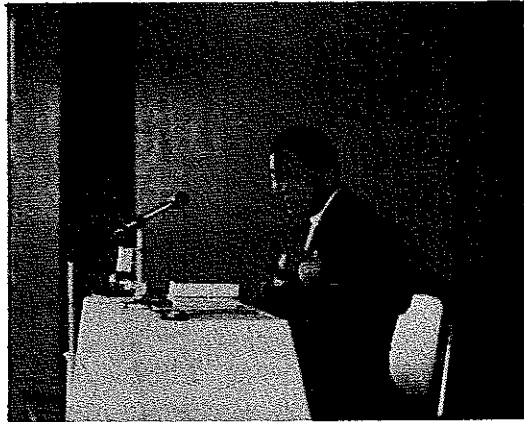
であるが、参加人員も昨年度を大幅に上まわり、しかもおおよそが今まで研修会にでなかった会員が、また女性受講者が7名までふえたことなど、従来とは異質の研究会で、業務研修部としても秋眉を開いた格好と言えよう。

民法基礎理論を講義された鈴木札幌商大助教授は、総論として、民法が個人主義法から社会法へ推移した経過、私企業の不法行為責任として公害の無過失責任主義について述べたあと、各論として、保証債務、連帯債務、抵当権、譲渡担保、代物弁済子約、相殺子約のそれぞれの効力について事例により説明されたが、民事を扱う行政書士は、民法だけでなく、憲法、商法、経済法をも勉強するよう力説された。

午後から相続について星副会長、契約について亘理委員が業務資料(民事)をもとに説明した。おもな問答として、資料に追録して補充のための素材となったものは、



鈴木札幌商大助教授



亘 理 講 師

△金銭貸借契約書の様式  
△動産の売渡担保契約書の様式  
△宅建業法と関連条文

である。法令、条文による業務を扱うせいか、問答中に条文語句の正確精密な使い方、他の有資格者の業務範囲など、行政書士の業務が広いせいか、熱意があり過ぎてか、進行の黒島業研部長は質問の取上げ方に苦勞していた。遠くから業務を勉強に来札すること自体結構であるが、セミナー形式の場合、発言は進行係の指名によることが常識であり、参加者に万遍なく討論させる心構えが現代人ならあるはずであり、提示されたテーマを一つづつ順をおって話を進めるべきであり、ごく1部参加者の中にかん固な昔気質が現われていた。来年度も研究会は予定されているので、この面の勉強も書士自身でしてほしいものである。

2日目の27日、発表された内容は次のとおり。

会員(専業者) 石 道 政 治

### 1. 農地法関係申請手続について

#### ① 農地法3条申請について

1. 譲渡人資格条件	農地法3条2項5号の面積
札幌市の場合	中央区 0.3 ha 西 区 1.0 ha 白石区 1.0 ha 東 区 1.5 ha 豊平区 1.0 ha 南 区 1.0 ha



石 道 講 師

北 区 旧篠路村 2.0 ha  
旧新琴似 1.0 ha

1. 譲受人面積同以上の以下の場合は札幌市、道知事の許可
  1. 記載内容保有面積は委員会備え付け営農台帳の面積と合致
    1. 譲渡、受人双方の住民票全員分用意
  1. 譲受人が他の地区の土地を求める時は営農証明書(正副)添付
- ② 農地法4条申請について
  1. 法第4条1項6号の省令で200㎡迄は無許可、但し農業に供する施設
- ③ 農地法5条申請について
  1. 内地番で申請する場合添付図面4通  
受理通知書又は許可指令後に同一証明願  
道知事に申請(分筆登記済書添付)3通
    1. 開発許可のある申請書作成  
書類記載内容は同じ  
添付書類 地積測量図、地番図  
札幌市の場合・土地利用計画図、道路平面図、位置図  
内地番の場合は地積測量図4通添付
      1. 開発許可の面積よりオーバーすることは不可
    1. 調整区域内の5条許可手続  
札幌市の場合 生産低位の地区は資材置場として許可になる
  - ④ 現地目証明願について  
札幌市の場合 農地法5条届出受理通知書及許可のある土地のみしか受理しないが委員会において異なる

## 2. 運輸関係の免許、認可、許可届出書類

運輸専門委員 葛 西 義 雄

1. 免許申請
  1. 一般乗合旅客自動車運送事業(バス)
  2. 一般貸切旅客自動車運送事業(バス)
  3. 一般乗用旅客自動車運送事業(ハイヤー・タクシー)
2. 認可申請
  1. 事業の譲渡譲受認可申請
  2. 運賃及び料金の認可申請
  3. 事業計画変更認可申請.....
    - 1. 営業所の移転
    - 2. 車庫の位置と面積
    - 3. 車両数の増減
  4. 法人の合併認可申請
  5. 法人の解散決議認可申請
  6. 連絡運輸に関する認可申請
3. 許可申請
  1. 特定旅客自動車運送事業
  2. 特定貨物自動車運送事業
  3. 自家用自動車貨渡許可
  4. 事業の休上又は廃止許可
  5. 事業用自動車の貨渡許可
4. 届 出
  1. 無償自動車運送事業
  2. 特定事業の運賃料金
  3. 事業計画変更.....
    - 1. 本店の移転、役員の変更、定款変更、名称変更
  4. その他届出.....
    - 2. 代替届(車の入替)
5. 登 録
  1. 自動車取扱事業
  2. 自動車の登録.....
    - 1. 新規登録
    - 2. 移転登録
    - 3. 変更登録
    - 4. まっ消登録

## 3. 交通事故の責任と賠償問題

交通専門委員長 木 川 政 蔵

### 事故の概況

第一当事者は先行車(第二当事者B)に追越しをかけた併進した処で接触してスリップし、1回転した処に対向して来た第二当事車両Aと正面衝突し火災が発生して第一当事車両に同乗中の4名が死亡した。

### 参 考

1. 第一当事車両に同乗中の4名は友人関係にあり共に就職のため新職場にて契約して帰宅途中であった。

2. 当日は雨天であるが視界は比較的良く、同道路も直線道路である。
3. 同道路は有効幅員8m、路肩各1m、追越禁止区間に速度制限(50km)である。
4. 結果的ではあるが第一当事者の車は当時約70kmで走行したと思われる。
5. 追越しを第二当事者Aは約100m余手前で発見している。
6. 制動痕は第一当事車になく第二当事者Aは約7m、第二当事車Bは接触により僅かに左方に寄り制動痕なし。

### 家族関係

- 第一当事者 独身 両親と兄弟 2名  
 同 同乗者① 独身 両親  
 // ② 内妻 両親  
 // ③ 妻 兄弟 6名

### 問題点

1. 第一当事者は責任を負うべきか。  
 負うとすればその範囲
2. 第二当事者にも責任はないか。  
 あるとすればAの責任  
 Bの責任
3. 第一当事車両に同乗中に死亡者の責任はないか。
4. この種の事件で自賠責保険請求上注意を要する点  
 は何か。

### 4. 風俗・衛生業務のポイント

企画部 平沢清一

#### 1. 特殊浴場

- (1) 家旅風呂 } の構造、設備、申請地上の制限  
 (2) トルコ風呂 }

#### 2. スナック、バー(カフェー業)、キャバレー、ナイトクラブ

- (1) m<sup>2</sup>による業種
- (2) 本道と本州の踊り場m<sup>2</sup>の違い
- (3) 「見通し」とボックスの高さ、ボトル棚
- (4) 設備器具図の精密度
- (5) 非行政書士者が作る平面図、町内図

### 5. 建設業許可申請に関する 許可基準のポイント

常任理事 高田敏一

#### ○許可申請の必要があるかどうかの判断

工事業種が28種類あるがいずれの業種でも1件の工事額が100万円以上であれば許可が必要である。  
 但し、建築一式工事には300万円以上の工事、又は延面積150平方メートル以上の木造住宅工事に限る。

#### ○一般建設業とするか、特定建設業にするかの判断

過去の実績又は将来の予想として1千万円以上の(1件の)工事を下請に出したことがあるか。又は出す予想があるか。



研究会風景

#### ○建設大臣の許可と知事認可との判断

2以上の都道府県の区域内に営業所を設けるときは建設大臣の許可であり、都道府県内の区域で営業所を設けるときは知事の許可である。

#### ○営業所と解する判断

営業所とは本店、支店、出張所(営業所と称する場合もあり)で常時建設工事の請負契約を締結すること、見積、入札などの実体的行為を行う事務所をいう。

#### ○申請書及経営業務の管理責任者のうち支配人とはの判断

営業主に代ってその営業に関する一切の業務を行い権限を有する使用人をいい、原則として商法第40条の規定による登記の行われている者をいう。

#### ○経営業務の管理責任者とはの判断

- (イ) 法人である場合は役員のうち常勤であるものうち1人。
- (ロ) 個人である場合はその者(経営主)又は支配人のうち1人。
- (ハ) これらに準ずる者とは、支店長、営業所長、又は経営主の息子。

(イ)、(ロ)で許可を受けようとする建設業にあっては5年以上の経験年数、それ以外の建設業にあっては7年以上の経験年数。  
 (ハ)では7年以上の経験年数である。

#### ○専任技術者とはの判断

その営業所に常勤して専ら技術の職務に従事する者をいう。

#### ○財産的基礎又は金銭的信用とはの判断

自己資本の額が100万円以上であること。

## 49年度定時総会は5月22日厚生年金会館で、

# 支部運営など重要議案承認される

48年最終をかざる理事会および支部長会が、会長招集によって11月28日10時から札幌都市会館で開催、報告2件、議案5件を承認して15時30分閉会した。

かつてない事業を積極的に実施した本会として、議題はいずれも粒よりの大型であった。札幌一辺倒になりがちな運営の執行方法にブレーキをかける地方在住の理事と支部長、これに対して素直に執行上の壁を解説する三役という姿は、従来もよくみうけられたが、この会合では、正副会長はじめ役員が、キャンペーン活動を行ない、地方事情を調査した努力に心から謝意と敬意を表わしはするものの、会則に基づく「理事会先議」が要求された。結局、地方在住理事を含めた部会の決定事項を尊重し、たとえば、来年の総会議案(草案)は常任理事会に委任することになったのは、会則運用上の妙というより、むしろ理事間の信頼によって会務運営を全理事が一丸となって取組む姿勢が出てきた印しであり、先頃の理事会より一歩前進したといえよう。承認された議題の中でも、会員の実態調査は支部の実質的協力が不可欠であり、また支部運営は、統合という支部を含めた本会構成上の根本問題なだけに、会則変更以前のものとして、十分な資料による決定が必要となった。

今年は「走る北海道行政書士会」と言われた。来年は「そのあとの地固め」を始める年になるが、本会運営は、単なる変化から改正の機にぶつかったわけで、執行部の構成は、この線に実際についていける人材が要求され、会員の強力なる協力が切望される。

この理事会、支部長会には、

藤山会長、榎波、黒島副会長、高田、長谷川、葛西、石川、平沢の各常任理事、後藤、天野、浅利、橋本、佐藤(三)、佐藤(武)、平賀の各理事、支部長から岸尾(札幌)、荒(旭川)、猪本(岩見沢)、奥山(小樽)、柴山(十勝)、佐藤(三)(網走)、下国(室蘭)、〔注 橋本理事は留萌支部長の代行出席〕が出席して、会務運営について協議した。

報告と議題の承認事項は次のとおり。

#### △報告事項

##### 1号 事業運営経過報告

高田総務部長

日行連共済制度への加入を支部にも強力に呼びかけ、友好団体との懇談会、監察部発足に伴う官庁、団体への文書による要望など行った。

黒島副会長(企画、業研担当)

ポスター、パンフレットによる書士制度の宣伝、キャンペーン活動による全道各地の会員との交流、ブロック別研修会の成績と科目の特長、全道研究会は単会としてまれにみる事業であった。

葛西監察委員長

この目で違法団体を見たが、会員に行政書士としての意欲に欠けるものが多く、今後の運営指導上、要再考である。

##### 2号 昭和48年度取支予算中間報告(長谷川経理部長)

～別掲～

以上の各号を原案どおり承認。

#### △議題

##### 1. 会員の実態調査について～詳細は別掲～

49年4月から実施するが、実施方法は企画部で作成する。場合により「登録」だけは先行することがある。

##### 2. 支部の運営について

新時代にふさわしい支部の態勢が必要である。そのためにはまず財政基盤を確立することで、方法として支部会費を含めた本会会費の増額による本会交付金の



理事会、支部長会



アップ、人員は小教精鋭主義をとるのが望ましく、支部の総合廃止により、活動する支部として再編成の必要が感じられる。49年2月に支部長会議を開催、最終的煮つめをする。

3. 昭和49年度定時総会の日程等について  
 S. 49.5.21. 理事会、支部長会 会場は決定次第通知  
**S. 49.5.22. 定時総会 厚生年金会館で**  
 S. 49.5.23. 新任役員会 会場は決定次第通知  
 総会原案は、理事会にはかつてから常任理事会にかけるのが本筋であるが、本会の場合理事の大半が地方に在住しており、理事個人の本業と理事会開催日とのタイミング、さらには財政上の理由から、緊急を要しない事案でも今すぐ実行することが、会員にハネ返る面が多い場合、特に総会原案には数回の打合せと資料刷成並びに期限内郵送など、多くの条件がある。  
 49年度定時総会の原案は、4月に理事会に代る部会

で作成し、これを常任理事会で協議する。したがって理事会は議案を常任理事会に委任することを、S. 48. 11.28. の理事会で確認する。

4. 報酬額の運用について  
 (会長) 新報酬額は本会制定の標準額である。各支部ごとに説明会、打合せもしくは役員会で、支部単位の額をきめてほしい。
5. その他  
 (1) 本会発足以来の事業をしたため、更正予算を組む必要がある。これは常任理事会に一任する。  
 (2) 企画、業研2部の49年度事業計画草案(11月の2部会で協議済みのもの)を、黒島副会長が日頭で説明した。  
 (3) 日行連のその後の動きについて、藤山会長が説明した。
- 以上の5議案を全部承認して、15時30分閉会。

## '48中間決算報告と補正予算の組替え

11/28 理事会が承認

行政書士業務に心から関心のある会員なら、本会が48年に実施済みの事業の足跡は知っという。あえて成果と言わないのは、この結果は着実な書士個人の日々の歩みの蓄積にあるからだ。

たまたま黒島副会長が「政府は、48年を福祉元年と言っている。我々にとって、48年は行政元年にあたる。この意味でも、仲間意識をもって、大いにやりましようや。理屈はあろうが、どうしてもやらなければならぬ仕事はありますよ」と言われたが、ブロック別研修会、書士個人の認識とキャンペーンETC. 事業は総会承認のものを上まわった。

11月梁川、古川、田村、3監事が本会事務局で監査し、帳票、会計について真正なることを立証され、上記理由により補正予算を組むことは、S48.11.28の理事会で承認された。

会務を運営のため  
**会費の前納を**  
 お願いします

## 年計報告を 提出しましょう

(会則第75条)

報告する内容は、  
 昭和48年1月から12月までに  
 処理した受託事件です。  
 正規の用紙を使い、  
 昭和49年1月末日必着で  
 本会事務局へ郵送してください。



## 寅年に寄せて

十勝支部 柴山 信一郎

年々複雑化、多様化してくる社会構造の中にあつて、経済大国とか文化国家とかのムードに酔いしれているうちに、いつしか私も5回目の寅年を迎えることになりました。

「年頭は私達に反省と希望の機会を与えてくれる」とか、こと改めて考えることはしないまでも、何かしら過去をふりかえり、「今年こそは」という気概に燃えるのも、1人私だけではありませんか。

今年1974年は私にとって、一生に幾度とはない意義深い契機の年であります。もちろんその1つは寅年であることですが、

私には女ばかり5人の子がおります。

昨年3女と5女を嫁に送り出し、5人全部手離してしまいました。一応人の子の親としての責任はまっとうしましたが、残されたのは文字通り、ジーサンとバーサンの2人きり。老後は心配ないとしても、働けるうちは娘達の世話にはなるまいというのが私の考えなので、

「60にして立つ」の気持で新年を迎えました。



## 本会のうごき

月日	業務内容	場所
10.22	会長、星副会長、京都、大阪会 から講師として招へいされる。	京 都
11. 4	業務研修部、企画部合同部会	エルム会館
8	全道研修会計画打合せ	事務局
21	綱紀委員会	〃
22	昭和48年度上期会計監査	〃
〃	綱紀委員会	〃
26	} 全道業務研究会	札幌市
27		都市会館
28	理事会、支部長会	〃
30	会報編集委員会	事務局

## 支部のうごき

月日	業務内容	場所
11. 3	網走支部研修会	北見市
17	小樽支部研修会	小樽市
29	札幌支部研修会	理美容センター
12. 1	室蘭支部研修会	虎杖浜臨海ホテル

「利廻りが良く老後保障の、  
**共済年金加入申込書を**  
 今すぐ本会へ送ろう

# 絶対に必要な「実態調査」

## 理事会も双手をあげて承認

執行部は全知能をしはり、永年の経験から割り出して、会務を運営している。キャンペーン活動で、1部会員の意欲と実態を見て、???があるのに驚いた。これまでのデスクプランを大幅に修正するための、合理性の基礎がこの実態調査である。100%調査するので、支部の皆さんの協力が絶対に必要である。

記

### 行政書士会員の实態調査要綱(案)

#### 1 調査の目的

行政書士会員が、社会的地位を保全するため、円滑にこれが即応性を保有するため

#### 一 理由一

昭和48年度事業の過半を実施し、事業面から知り得た一部会員の实態、或はまた過疎地帯と過密地帯における会員対策等、今後の事業および施策について抜本的改変を図る必要性を感じるに至ったものである。この実態調査により会員の指導その他施策の合理性を確保しつつ会員の資質向上を図ると共に行政書士業界発展の資とするためのものである。

#### 2 実施の時期

理事会の議決後直ちに着手したい。

#### 3 実施方法

- (1) 本会及び支部において調査する。
- (2) 本会が依頼した調査員組織で調査に当り、訪問対話により、会員100%の調査を行なう。
- (3) この資料は、2部作成して本会と各支部にそれぞれ保管して活用する。
- (4) 支部の調査費は本会から支給する。

#### 調査内容

##### 1 事務所の実態

- (1) 所在地 会員氏名 年齢
- (2) 電話番号
- (3) 居宅併置、独立事務所(自家、賃貸)ビル(自家、賃貸)

- (4) 掲示看板に記載している事務所の名称
  - (5) 補助者の人員
  - (6) 事務所開設の年月日
  - (7) 事務所に設備すべき次の諸点について  
イ、会員表札 ロ、事件簿 ハ、領収証  
ニ、報酬額表 ホ、職 印 ヘ、記名印
  - (8) 行政書士以外の資格調査
  - (9) 事務機器、タイプライター、ゼロックス、リコピー、計算器
- 2 7種の専門業務への登録  
会員の希望する業務を適確に把握して、これを登録して今後、業務資料の配布、業務研修、研究会等の計画を適切に行なう。
  - 3 役員歴(公職)の調査
  - 4 福利厚生、保障制度の適用状況
    - (1) 健康保険、厚生年金保険
    - (2) 労働保険(労災保険、失業保険)
    - (3) 中小企業退職金共済制度
    - (4) 事務所独自の退職金制度
    - (5) 行政書士会共済保険
    - (6) その他( )

### 会員の皆さん励行していますか

行政書士法施行規則第9条第4項には、行政書士は、作成した書類の末尾又は欄外に作成の年月日を附記し、署名して職印を押さなければならない。このように規定されていますので本会は簡易なこれに替る印を全会員に配布しました。

印型 

S 年 月 日
行政書士
北海道行政書士会員

法令の遵守で「にせ行政書士」対策のため100%励行して下さい。

# “雪のない日高で

## キャンペーン活動終る”

すでに完了したはずだったが、日高支部と室蘭支部(1部分)でキャンペーンをしていないことがわかり、12月1日から3日間決行した。

藤山会長は緊急要務で日行連へ行って不在。会長代理として葛西常任理事、船水監察委員、平沢広報担当の3名という相も変らぬメンバーで、粉雪の舞い散る36号線を船水委員運転の車で、12月1日9時30分船水事務所を出発した。千歳から苫小牧に近づくに雪はやんだが、うすら寒い師走の感じが一と入である。

ぐんぐん発展している苫小牧市は、曇り空の下で、人も車も活力ある動きを示し、この市は行政書士の仕事が多いと値踏みしたが、第一次のキャンペーンは苫小牧市長、助役とも不在で総務課へあいさつする。

苫小牧市山本総務課長——行政書士試験の周知と感懐いされたが、ようやく書士制度のPRと理解される。多忙な課長と見うけた。

苫小牧市を西へ走り正午、室蘭・日高支部共催研修会(別掲)会場の白老町虎杖浜の臨海ホテルに着く。財務諸表の講師、長谷川経理部長がニコッと迎えてくれた。この日は研修会に出席して、石川常任理事の製図の実務などためになる講義が多かった。

12月2日 下国室蘭支部長に白老町へのPR物品を頼んで10時15分宿舎を出発、初冬の日高へ向かう。苫小牧市内で後発した日向寺書士(本会理事)の車が追い着く。



村井・浦河警察署長

今日は日曜で役所は休み、急ぐ旅でないので、地元の方の車に従って安全運転をする。

行けども行けども両側は茶色の草原、雪は全くなく、過疎地帯らしい中に放牧中のサラブレッドが散見され、大きな牧場、きゅう舎が新冠あたりから目立ったのは、競走馬王国日高らしい。

専門家が2名いる新冠町で、伊東幸治書士を事務所に訪問した。自宅の玄関横の一室がそれだが、キッチンとした事務所で、活発に業務をされていることは、道路に面した看板でも理解できる(詳しくは別掲)。

もう1人の専業、金田書士に電話したが留守で、訪問できなかったのは心残りである。

次に静内町の日向寺書士事務所を訪問、小休止して宿舎浦河町の「三之助」に着く。雨が降っていた。

15時すぎ、宿舎で関根支部長、日向寺副支部長と葛西常任理事、船水委員、平沢広報係が支部運営について、卒直に意見をだしあった。過去の本会の運営、支部長としての姿など、最近の本会の動きを伝えたが、「49年1月に総会を開きます」と関根支部長が言明されたのは、日高まで来たかいがあつたと思う。

12月3日 関根、日向寺支部役員の意向を尊重して、官庁へのあいさつまわりをした。

相坂浦河保健所次長——全道キャンペーンということ驚きとし、協力を約束される。



山本日高支庁農地係長(右端)



浜口 浦河町長（中央）

村井浦河警察署長——町の気風のせいか、風俗営業の店で、他所からきた新店は永もちしないなど、静内と対比して話される。保守性が強いらしい。

早坂浦河町農委事務局長——自分から委員会扱いの、農地法件数を示される。反面ポスターの貼付を承諾される。

浜口浦河町長——モグリ書士の数をたずね、支部長が概略説明する。



時任静内保健所長（右から2人目）

山本日高支庁農地係長——十勝支庁時代に、行政書士会とのツキアイがあったそうで、それだけに書士を認識していた。

総務開催を再び申し入れ、静内町へ向かう。

種村静内町助役——自治体が依頼することを、逆に行政書士会がしたことに、感謝しておられた。

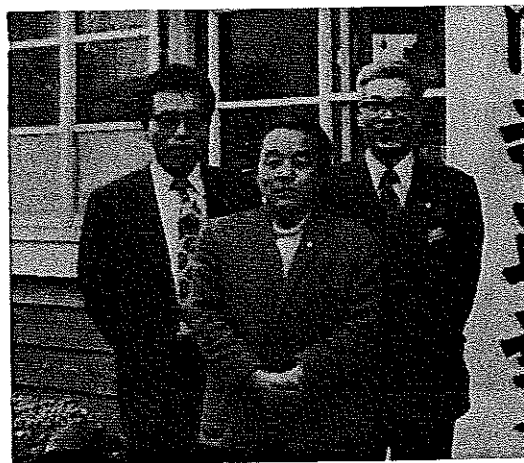
巻静内町農委事務局長——農地法の仕事が多いので、今後のことをよろしく頼む。

時任静内保健所長——たまたま川田次長も同席された。日向寺副支部長から、食品衛生協会の仕事について、違法性を伝え、葛西常任理事から、それは書士の本業という認識をもつことを要望。所長も仕事を分析分類の時期ということを知っていた。



巻静内農業委員会局長（右）と歓談する、葛西、日向寺理事

静内町で日向寺書士と別れ、新冠町の伊東書士を再び訪れ、パンフレットを役場ほかへPRすることを依頼した。鶴川町の高橋万四郎書士をたずねたが、不在のため、PRできないのは心残りであった。ここから由仁経由で札幌に帰着したのは18時。車の距離計が497kmを示していた。



キャンペーンを終えて（左から、船水、平沢、葛西）

## 企画、業研合同会議で '49事業計画案討議

企画部、業務研修部合同会議が11月4日13時30分から札幌のエルク会館で開催。

△第2回全道業務研究会

△昭和49年度事業計画案

△全会員の実態調査

を協議した。来年度の事業計画案を練る会合なので、日向寺（日高）、橋本（留萌）以上企画、佐藤三（網走）木川（札幌）以上業研のそれぞれの部員、成田企画部長、黒島業研部長をはじめ、藤山、星の正副会長、長谷川経理部長が出席して、上記議案を討議した。

全道研究会と49年度事業計画は、この日の案を在札幌理事が肉づけすることになった。また、48年度事業計画にはなかったが、事業の進行途中で切実に実施を痛感するものとして、会員の実態調査が突然提出された。これは従来行なわれたアンケート方式をやめ、面接により100%の回答を得、調査のための調査でなく、この資料で会員の考え方、地方で求めているものをつかみ、これによって本会運営の正確で新しい方策を樹立しようというものである。

## 特報

### 自動車登録等代行業務の取扱（運輸業務）

自動車登録等代行業務の改善について、本年7月に日行連発第1335号により、日本自動車販売協会連合会長あて確認依頼書をもって、行政書士法に抵触するものについて、抜本的改善を申し入れていたところ「自動車登録等代行業務の改善については7月19日付確認依頼書に対し、基本方針のもとに対策を促進する、旨の回答を得た。細部の問題点については、覚書をもって取決められる見透しである。

本会は、すでに関係当局に対し、関係機関の指導要請を行ない、更に会員の専門業務受入体制を期しており、好機をとらえ会員の一層の研鑽努力を期待している。

（48.12.15. 運輸専門委員会）

## 専門を押しとおす 伊東書士

農地法の受託で9年がんばる



伊東書士

12月1日新冠町に伊東幸治書士を訪れた。国道沿いの事務所には、既に顧客に事件について説明中であった。

開業したのが、昭和39年だから、9年間行政書士1本でがんばったわけで、農地法の3条、4条、5条専門に住民のために申請書を作成し、今では1ヵ月に10件多い月では15件こなしている由。農業生産法人の設立や、信託譲渡など高度な文書も手がけるまでに腕があがった。開業当初は仕事がなかったがそれも時間の問題で、そのうち農業委員会から仕事をもらった。新冠町は開拓地ということに着眼して、農地法1本に仕事をしほったことが、業務を軌道に乗せることが出来たと言えよう。キャンペーンに参加した葛西常任理事（運輸のエキスパート）が同席したのを機に、「運輸業務」の実務指導（受託案件）を頼むにあたり、仕事に幅と意欲のある書士だとおもっている。

「農地法関連業務をやってみることは、農業委員会の過剰サービスです。行政書士にこの仕事をまかせたら、組合費の節減になり、組合員も喜ぶし、委員会も手がはぶけるわけだから、一石二鳥と思います。」

伊東書士の農委会に対する一批判である。過疎の日高にこのような専門書士が現存するのは心強く、今後とも奮闘してほしいものだ。

「先日の研究会で風俗営業の平面図は、出来ると思っさり言われたけど、どうも作図は……」

とおっしゃる。この努力家にしてこの言は残念。「学ぶより馴れるです。まず仕事をとって、聞いて下さい。必ず出来ます」



## 青行会の 活動あれこれ

札幌青年行政書士会  
会長 岸尾 正

誕生後9ヵ月を経過した札幌青年行政書士会の活動について振り返ってみたい。

当会の活動の第一歩は、昨年5月函館において開催された北海道行政書士会の定時総会に代議員として多数参加し、若い世代の意見を述べたことに始まる。この総会に出席して、今後共若い書士が積極的に参加してそのキタンのない意見を述べることの重要性和、これが会員としての権利であり、かつ義務であると感じた。そこで採り上げられた違反事例のうち、日行連会長の同席された中で、私が指摘したディーラー関係(車の新規登録等)については、日行連においても、北海道会においても前向きに取り組んでいる現状である。書士の社会的地位の向上の一環として非書士対策を内外両面において実行している我が青行会としても大いに意を強くすると同時に受入れ体制造りに積極的に取り組んでいく必要性を痛感している。

昨年8月に青行会で調査したところによると、札幌の市役所、区役所窓口扱い業務のうち、実に48種類にも及ぶ行政書士業務が他に浸蝕されているのが現状であり、青行会会員にその一覧表を配布の上、積極的にかかる業務に取り組むよう要望する一方、札幌支部を通じて関係窓口にかかる現状を認識してもらった。今後共、支部あるいは監察部に協力願ひ、本来の姿に戻してもらおうよう、粘り強く交渉を継続していくことが肝要と思う。

総会において発足した監察部については、青行会から船水、佐々木、大滝、南部の諸先生の若さと行動力のある会員が、監察委員として監察活動に参加する一方、ブロック別のキャンペーンに積極的に加わり、書士の業務の啓蒙、普及という面において大きくその実をあげていることは既に会報等に報道されているとおりである。上記監察委員の中には、キャンペーン活動の主体は、あくまでも企画部であり、監察委員がキャンペーン活動をするということ自体につき若干疑問を感じた方もおられた

ようであるが、「キャンペーンと監察活動は、大きな意味において表裏一体をなすものであり、その点で我々がその一翼を背負っているのである」との信念の下に、本務多忙にもかかわらず大いに協力してくれたものである。釧路、根室、旭川、虻田方面に参加した監察委員(佐々木、大滝、船水)が話してくれたところによると、どの支部にもあることではあるが、生業意識がないために業務を取扱っていく上で積極性に欠ける書士がかなりいる、また、研修会参加者に若い書士が少ないとのことであった。

監察委員は各地区における実態を目の当たりに見ることができ、その貴重な体験を生かし、近い将来必ずや支部あるいは北海道会の執行等に寄与してくれるものと信じている。

特記すべき事項の一つとして、J.C.(札幌青年会議所)への青行会員の入会である。J.C.は、会員の自己啓発により業務を通じて社会発展に寄与することを大きな目的としており、今回J.C.会員となった南部、本村両先生は数多く開かれる会合に意欲的に出席し、懇談会等においては、行政書士という職業を他の会員に理解してもらおうことに努めており、また、そこで得た体験を支部、北海道会の執行等においても生かしてくれる日がいつかは来るものと思う。

また、研究会については、支部との重複を避け、過年度は支部との共催で民法についてしか実施できなかったが、実務研修の多い中で、複雑化の一途をたどる社会に対応できる書士となるべく、原点に戻った実態法の研究の一步をふみだしたことを考えている。

終りに、会報11月号に掲載された覆面座談会では青行会の中から比較的開業の古い専業会員と新しい専業会員が出席し、専業書士としての過去、現在、将来についての考えを大いに語ったが、出席者の先生方共々の努力も加わって、魅力のある業界になる日も、そう遠くはないのではなからうか、と期待しながら筆をおきます。

## 応答の 義務を 守りましょう

(会則第74条)

## 寅年を迎えて

空知支部 後藤 勲



私の寅年は大正3年の五黄の寅で、女は亭主を喰い殺す恐い年廻りだから、嫁に貰い手が無い話を聞かされた。

戦後産児制限が出るようになってからは、この年には出生が減ると言うので、石油不足の折、出生が減って消費を抑えるのに寅の威力を借りることになりそうです。

私の同級生の寅年の女で、結婚出来なかった話は聞いていません。みんな結婚して、亭主を尻に敷いて威張って暮している事でしょう。男の同級生も、町長になったり、事業に成功して多くの産を貯えたり、それぞれ自分の能力に応じた人生を持ち、会えば孫の数を自慢し合う年代となりましたが、暴走して社会に迷惑をかけた者もなく、おとなしい虎ばかりですが酒が入ると仲々威勢の良いもあり、今年は何とかクラス会を催して、寅年の我が世の春を、酒の威を借り威勢良くやりたいと相談して居ります。

北海道行政書士会は、司法書士会、土地家屋調査士会に立ち遅れて10年の差で後を追っている感じでしたが、会長も代り、理事も若い元気な人がたくさん入って、最近ではめざましい活躍をし、相次ぐ研修会の実施や、各種のPRを実行し、行政書士としての意識を高め、職務を通じて社会に役に立とうと言う意欲をさかんにし、今回の報酬額改訂では司法書士よりも有利になったとの声を聞くようになりました。

会員各自が研修会に全員出席して業務の研鑽につとめることが大切です。行政書士に仕事をたのめば大いに有利であると、社会一般の人々に思いこませる努力をしないかぎり、行政書士の社会的地位も高まらないでしょう。何でもやでは奥行の浅いものになり専門家としての立場が弱くなるので、現在の7専門部門以上に細かい分野で、奥行のある研究と準備をもって、各部門の異なる人が合同事務所を持って、行政書士業務に対する社会の要請に充分応えられるよう組織して行きたいものです。会費も高いよりは安いほうが良いが、会の資金が乏しくは思うように事業を進めて行くことが出来ないし、会員全体の大きな利益を大局的にまもっていけないので、苦しくても会費はなるべく多く負担して、会の基礎を固め、会が一定の基金を持って会員の信用保証が出来るくらいに成長出来たら、合同事務所を作る際など大いに役に立とうし、社会から信用されましよう。基金の額が多くなればこれによって会館の建設も出来るし、又その会館を担

保にして融資枠の増大を計ることも出来、会員全体の団結を固める力になるので、報酬額が上がったらそんなに貰えないと引込み思案にならないで、報酬を正規に得る一方、依頼者にも利益があるように専門的知識と能力を役立てるよう行政書士の能力を高め連帯力を強めたいものであります。寅年を迎え、虎の尾を踏む事を恐れる引込み思案は止めて、自分自身が虎になり眠りからさめた虎が力強く立ち上がるようにあとへはひかないで前進したいものと、寅年の年頭に当り、おとなしい虎が、会員の皆さんに何とか強くなりたい念願を訴える次第でございます。

## 大先輩 高梨行政書士(81歳) 資格を留萌で生かす



路面が雪で真白になった11月20日昼ごろ、留萌市庁舎に近い本町1丁目に高梨晃臣行政書士の事務所を訪れた。"米飯の代りに酒を愛し、拙者と貴公など時代劇のムードがある。との先入観念は、刺を通した瞬間あつざり覆えされた。

「雑誌(会報の意味らしい)でも判るが、藤山会長はじめ役員はよく働いている。行政書士会発足当時の第1回総会に議長をしたが、当時とくらべると会は変わった。会長は、若いし、弁もたつし、期待できる。」高梨からよろしく、と役員に伝えてほしい。

警察、役場の月給取りを終えて、30年前に根室で開業したが、当時の代書人営業は行政書士業のほか、土地家屋調査士のこまで出来た。81歳の現在ですらなお仕事をしのぐ高梨書士だから、当時の仕事ぶりは想像に難くない。社労も受講し、やれる自負心はあるが1人何役では住民に迷惑をかけるので、今は、司法プラス調査士の範囲に仕事をしぼった由。

長寿の秘訣は、吹雪の中でもする日課の木刀振り、米飯代りの酒、胸をはって歌いあげる津軽民謡で、「是非」と声」とのお願いを快諾されたのが、次の八戸小唄で、細い高音でよく透る美声であった。

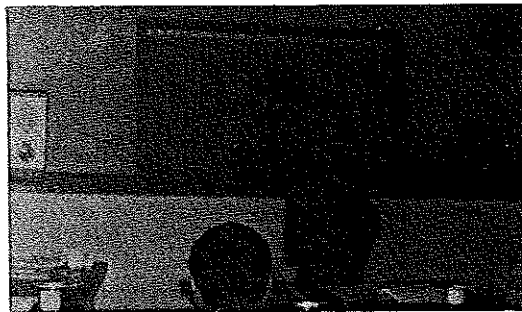
うたい夜明けたカモメの港

船は出て行く南へ北へ ハー ヨーイヤサ  
鯨の鯨は潮けむり つるさん  
かめさん……。

ご子息の嫁女は「年だから責任ある仕事をそのままなさらなくとも」と心配するが、行政はじめ三つの資格を生かして業務をし、隠居する気はないと明言される。しかも、20年若かったら海事代理士を受験して、世のため人のため働きたいと云うあたり、包括的表現だが定年退職者に対する1指針であろう。

### 室蘭支部 日高支部 合同研修会

密度の濃い内容で  
有効盛況裡に終了



作図する石川講師

室蘭支部では日高支部と合同して、12月1日13時から白老町虎杖浜臨海観光ホテルで、業務研修会を開催した。科目と担当講師は

建設業法の財務諸表 常任理事 長谷川 寿 延  
製図作成 常任理事 石川 常次郎  
農地諸届 胆振支庁 小笠原 係 長  
運輸業務 常任理事 葛西 義 雄

で、20名(内、日高3名)が受講した。室蘭支部主催48年度研修会として第3回目であって、師走の気忙しい月始めであるが、支部希望に応じ本会でも特に長谷川、葛西両講師を派遣して会員の實力養成につとめた。

長谷川講師——個人、法人の工事原価、税額と利益金。  
石川——定規の使い方。位置図測定のポイント  
敷地の求積。拡大図の作法

小笠原講師——農地法3条、4条、5条の許、認正と石出件数。許正と不許正のポイント、書類上の問題点現地目証明の重要性

葛西講師——一般乗用旅客、特定貨物、特定旅客、一般区域貨物の各運送事業の許認正書類の概説。日行連と自販連との最終話

合い。が、おもな項目だが、内容は実に密度の濃い研修で、支部主催として出色の出来であった。

このあと、下国支部長関書士が改訂報酬額による「室蘭支部標準額」を説明したが、値上げによる書士業が生業として成立することに、明るい見おしがあることを、支部長は強調し、支部会員の発奮を求めた。

### お知らせ

#### 農地の仕事は 行政書士を待っています

小笠原胆振支庁農地係長は、12月1日の室蘭支部研修会の席上で、農地法3条、4条、5条の年度別許、認可件数を説明した。

	3条	4条	5条
44年	786件	79件	812件
45年	637件	96	716
46年	603件	275	782
47年	575件	156	427

また、47年度の町村別件数を多い町村から見ると

3条——伊達市 111件  
厚真 87  
鷗川 79  
早来 56  
蛇田 50

4条、5条——虻田町 186件  
室蘭市 169  
伊達市 57

という数字が判明した。

伸びる北海道の開発行政の裏方として、行政書士が譲渡人、譲受人の間に立つて、正しい指導により、間違いない申請書類が提出することを、胆振支庁農地係では、希望していた。



胆振支庁 小笠原係長

## 20年前に開業した 日向寺書士



日向寺書士

静内町字吉野に、本会理事で企画部に席をおく日向寺正幸行政書士の事務所がある。商店街の近くである。地方にお住まいで、本会運営に力のかす書士の事務所を訪問したが、同じ企画部員の気安さから、ザックバランに質問することができ、キャンペーンの気疲れが此処でちよっとほぐされた。

眼光鋭く、若々しい身体、はっきり物を言う方で、開業は20年前の青年時代である。

「一匹狼で仕事を続けたが、私の体験から次のことが言える。若くして開業したが、訪れる客は自分を行政書士とみないで、先生にお会いしたいと云う、苦笑ものだ。書士はある程度年をとったほうが、客に安心感を与えるらしい。」

行政書士としての業務は、1位農地法関係、2位民事(契約)と風俗営業がそのおもなものだが、最近、大口の土地分譲が感んで、これは相当な件数になっている。

司法と兼業だが、仕事の分量は行政が司法より大

別されるが、細分すると行政の%がまだある由。

司法の仕事は、仲間としての伊東、金田両書士を窓口として上手に連繫されているあたり、ソツがないというより、当然な業務の流れ方であろう。

静内町議会議員をされ町政にも尽力しているが、町役場では行政書士を評価しており、議会を通じて書士制度をPRしている日向寺書士は、本会企画部員らしい動きと言えよう。

女性は仕事に馴れたころ結婚して事務所から去るから、男性補助者をほしいが、見当らず、事務所の構成人員で苦心のほどがでていた。

### 【随筆】

## 酒の害と益

酒はエチル、アミール、プロピール等のアルコールを主な成分とする。アルコールは麻酔薬で、脳の抑制作用を麻ひさせるので、タバコの個人衛生の範囲内における害と違って、精神病、暴力犯罪、交通事故等の社会問題をひき起こす。アル中になると、意志薄弱、精神病、注意力減退、視力減退、視野狭小等を起こし、病気への抵抗力も弱体化させる。

アルコールは肝臓で酸化されるが、多量にすぎると、肝臓の負担を大きくし、肝硬変を起こさせる。

血液中の濃度により、微くん、ほろ酔い、酩酊、泥酔、麻びという段階があるが、先天的には個人差が作用する。これはアルコールを分解する酵素の多少に関係がある。

ほろ酔いは、平均して血液中の濃度が0.05%程度を

云い、酒は2合、ビール1、2本、ウイスキーはウイスキーグラス2—3杯で、この程度の晩酌は安全といえる。またゆっくり飲むべきで、肴にはパン、チーズ、白味の魚、タコ、イカ、エビ、カニ等がよく、メン、ウドン、バター、スジコ、カズノコ、豚肉、香辛料、ピーナツはよくない。消化しやすい蛋白質は、アミノ酸になりアルコールの燃焼を促進させ、体外排除を早くさせるものである。

日本酒は、フーゼル油を追い出すためにも、燗をしたほうがよい(合成酒はフーゼル油を少量しか含まない)飲酒後は、昔から柿をたべるといいというように、蜂蜜とか果糖をとるのがいい。ウイスキーはストレートはさけて、水で割って飲むべきである。

酒の益は、気持ちよくくつろげ、人と人のへだたりを取り除く作用をし、また少量なら心臓の働きを助長させる。オランダでは、ジン風邪薬としているほどだ。ただし宿酔いの迎酒は悪い。

結核患者も少しなら飲んだほうがいいが、病院管理上禁止している。高血圧病で脳溢血の心配ある人は禁酒すべきである。

雑誌「ロータリーの友」より

# 趣味の欄

## [川柳]

雪しんしんダブルグラスを重く寡婦  
北の海もう過疎というたたずまい  
死者のすき間から過去が笑っている

捻金 あきら  
(捻金留萌支部長 作)  
——第1回留萌管内芸術祭から——

## 名槍日本号

松月城作

美酒元来吾が好むところ、斗杯傾け盡くして  
人驚倒す。

酒は呑め呑め呑むならば、<sup>ヒノモト</sup>目の本一のこの槍を  
呑みとるほどに呑むならば、これぞ<sup>マコト</sup>真の黒田武士  
古謡一曲芸城のうち、呑みとる名槍日本号

## 新年雑詠

昭和 新山子  
(下国室蘭支部長 作)

- ・菊一輪活けてありけり初鏡
- ・福寿草咲いてかがやくばかりなり
- ・墨の香に試筆の膝を正しけり
- ・片言の孫の声あり初電話
- ・壺に満たすインク青赤事務始め
- ・徒らに加えし馬齢 屠蘇を酌む

## 会員のうごき

会員数 940名

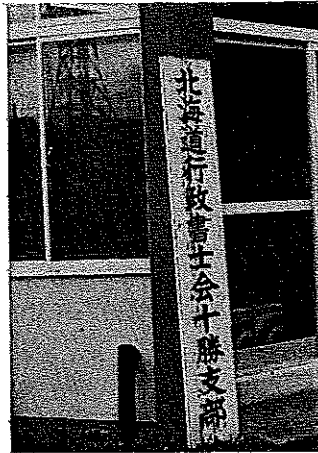
昭和48年12月6日現在

月	事由	支部	会員番号	氏名	住 所
10	入会	網走	1,528	岩崎 勇	北見市公園町137番地の19
	"	宗谷	1,529	只野 政信	枝幸郡浜頓別町北2条1丁目
	"	札幌	1,530	豊田 武雄	札幌市北区新琴似3条11丁目211
	"	網走	1,531	公平 光行	北見市寿町3丁目5-4 榊中神土木設計事務所内
	"	"	1,532	立石 武	北見市青葉町15の6 北見交通会館内
	"	札幌	1,533	小田 順蔵	浜益郡浜益村大字川下村120
	"	"	1,534	落合 勇	札幌市東区北30条東1丁目753 札幌自家用車協会内
11	"	旭川	1,535	一條 勲	旭川市2条通2丁目右1号 旭川地所観光KK
	"	札幌	1,536	田中 秀夫	札幌市豊平区月寒東5条11丁目11の8
	"	函館	1,537	小籓 稜一	上磯郡本古内町字本町582-4
	"	札幌	1,538	三上 哲男	札幌市東区北12条東16丁目牧野ビル
	"	"	1,539	久保田 仁	札幌市東区北18条東13丁目7の2
	"	"	1,540	米澤 興悦	札幌市中央区南2条西10丁目 秀和ビル3F 札幌中央総業KK内
	"	"	1,541	大宮 富雄	札幌市西区手稲西野158
	"	"	1,542	森光 健朗	札幌市西区手稲富丘131の21
	"	室蘭	1,543	遊佐 重安	苫小牧市大町2丁目2の6 鈴木ビル2F
	"	札幌	1,544	横山 重男	札幌市南区藤野277の90

月	事由	支部	会員番号	氏名	住 所
11	入会	札幌	1,545	佐藤 良雄	札幌市中央区南1条西7丁目 川原ビル6F 渋谷事務所
	"	旭川	1,546	江口 茂	名寄市西4条北2丁目6才川事務所
	"	小樽	1,547	小林 忠	虻田郡倶知安町北4条西2丁目
	"	札幌	1,548	佐々木 昇一	札幌市北区麻生町5丁目801 中山ビル内
	"	函館	1,549	安保 幸雄	函館市白鳥町21-7
12	"	十勝	1,550	堀内 正之	帯広市東9条南7丁目4-13
	"	札幌	1,551	谷口 美智子	札幌市中央区宮の森1247
	"	"	1,552	大原 恭子	江別市6条7丁目6番地
	"	"	1,553	細川 孝喜	札幌市中央区南1条東2丁目 恭和ビル
	"	日高	1,554	亀浦 和郎	新冠郡新冠町字東町14の1
	喪葬	札幌	1,201	佐藤 秀三郎	札幌市西区手稲本町106
	"	"	1,505	佐藤 忠男	札幌市東区北15条東13丁目225
	"	"	1,384	船水 堅吉	札幌市豊平区美園4条8丁目
	"	"	1,507	吉田 友之	札幌市東区北34条東1丁目753
	"	"	1,484	宮下 孝之	札幌市北区北6条西6丁目福徳ビル
	"	"	538	玉川 義雄	札幌市白石区菊水1条1丁目2の4
	"	函館	1,501	鈴木 壯康	函館市千才町27番8号
	"	十勝	855	柴山 信一郎	帯広市西1条南6丁目2 帯広行政事務センター
	"	"	816	豊田 寿男	"
	"	"	921	米倉 博	"
	"	"	955	荒 一典	"
	喪葬	網走	1,398	立波 清一	江別市元野幌75-63
	喪葬	網走	118	堂坂 猛雄	01527-3-2235
	退会	札幌	1,483	山北 南	札幌市東区北18条東13丁目
	"	"	1,126	小山 次郎	札幌市西区8軒3条東2丁目
	"	函館	1,243	村川 喜七	函館市千才町27番8号
	"	小樽	44	川島 景衛	岩内郡岩内町字栄3の9
	"	旭川	587	荒井 源次郎	旭川市6条通8丁目右9号
	"	網走	843	浜 清	北見市寿町4丁目6-9
	"	函館	1,081	千島 源吉	亀田郡七飯町字本町396
	"	"	1,295	秋本 慎一	函館市千才町27番7号
	"	宗谷	1,209	藤田 善平	天塩郡豊富町1条8丁目
	"	留萌	1,258	塩瀬 薫	留萌市本町2丁目

函館支部 村川 喜七 48.11.14 逝去 網走支部 浜 清 48.11.2 逝去  
留萌支部 塩瀬 薫 48.12.6 逝去

謹しんで御冥福をお祈り申し上げます。



## 支部めぐり—その9—

### 十勝支部の巻

# 「キャンペーンは年中行事です」

## 事業と経費の均衡を



西に日高山系、北に大雪山系、東に北見の山々、南は太平洋沿岸というのが十勝支部の区画で、その中心に支部事務所のある帯広市が位置している。この3山系が他の支庁との自然の境を作り、その裾は北海道の14%を占める広い広い平野で数種類の豆が耕作されているのが産業上の特色だが、道巾が広くそれが長いことも自慢の一つである。帯広市街だけでなく市外までそうなのである。

支部訪問の都度、柴山副支部長が本会にPRするのは、十勝支部主催の町村役場ほかへのキャンペーンで、7、8年前から年1回6月から8月上旬に活動した実績は、1支部として賞賛されよう。帯広市を第1班とし、広尾線、士幌線、池北線、釧路本線別に、支部役員2、3名で班を作りマイカーで日帰りでキャンペーンを続けた。農委会、警察、土現ETC、「行政書士の業務と非書士」を訴え官庁の協力を叫んだのである。シブイ顔をしたのは保健所だけだそう。町が小さい地方では地元の書士の代りに、役員とか他の書士が関係官公庁へ宣伝する配慮もした。

支部会員を豊かにしようと支部が仕事をすれば、経費は当然ふくれあがるので、キャンペーン対策費として、本会から年2万円補助金を助成されているのもこの支部だけである。キャンペーンには、ガソリン代も含み1名あたり2,500円支出している。

北海道の支部の大勢として、支部構成メンバーは支部所在地の市に3/4以上の会員がいるが、十勝支部の場合、帯広市以外の町村に事務所をもつ会員が、うまい工合に散在している。支部の理事会、部会など年13回は会合が

あるので、日当支給規定を作成し、役員、必要時には一般会員にも700円の日当と、キロ数による交通費をだして、支部運営に力のかす会員にその労をねぎらうことにしている。台所は火の車で、予算をあずかる柴山副支部長はかつて支部長会議に、支部会費を本会々費に含めて本会で徴収するよう提案したと云う。「会費未納会員には厳然たる態度で処理してほしい」という意見が、先の支部長、理事合同会議で十勝支部が強く望んだのも、健全な支部運営と正確な事務処理をモットーとする柴山書士らしい。

恒例のキャンペーンが十勝支部の誇りの一つであるが、10月店開きした行政センターは、野際支部長が室蘭のセンターを視察して、彼の長所にプラスして作りあげた。住民の要望に応ずるものであろうが、協業態勢と支部会員との関連で、ソツのない運営こそセンター所長であり、支部長もしている人の腕のふるいどころで、その成長を見守ることにしたい。



捻金支部長

## 支部めぐり—その10—

### 留萌支部の巻

# 「工鉦業法促進条令」に注目!!

## 書士事務所の経営はベルトコンベアー式

留萌駅からタクシーでおよそ10分、市庁舎の前の坂の中腹に、捻金支部長の事務所がある。驚いたことは、街のメインストリートには商店が多く、しかも見事な街並みである。とても38,000の人口とは思えない。深川からの支線の眺めは、低い山々と雪に埋もれた野原で、その突端にこれほどの活気のある市があることは意外でもあり、嬉しくなった。

現在支部会員は留萌、羽幌、遠別など15名いて、活発に業務をしているのは30代から40代の書士である。ご老体は留萌市に4名、市外に1名いる。書士13年の体験から出て来た営業種目を具体的に総会でPRしている。しかし老書士の中には、市に居住する書士のみの仕事として、行政書士業に意欲を出さないそうである。

支部長は土地家屋調査士をも兼業しているが、行政だけで25-30%が仕事の分野を占めている。専門になったらこの%は増えるし、専業で充分生活が出来るとはつきり云う。

S38、7、30施行の「北海道工鉦業促進条令」は、行政書士は注目すべきだと捻金書士が紅潮して語ったが、工業開発、産炭地に関連あるものなので、書士が開拓する1分野と言えよう。ことしは低工法、農地法を科目に研修会を開き、総会も開いたが、羽幌から若い書士が出席するようになったのは、意識に目ざめた証拠と云えよう。

仕事を自分でできがすと自然に客がつくもので、市内の

書士の業務範囲は

自賠費→浅田、民事→高梨、風俗→小杉、労務経理→今、労務、税理→寺井、建設→立山と決まり、小人数の支部ながらそれぞれ実績を上げている。そして難しいものが、どういうわけか捻金、橋本の役員に依頼されるのは、精進の賜であろう。

「運輸業務」、「食品衛生」は各支部並みの既成事実である。救いがあることは、農委会が積極的に申請業務を行政書士に回すことと、社労士と税理士を説得して行政書士会に入会させ堂々と受託案件を処理出来る常道を作ってあげた支部長の努力であろう。

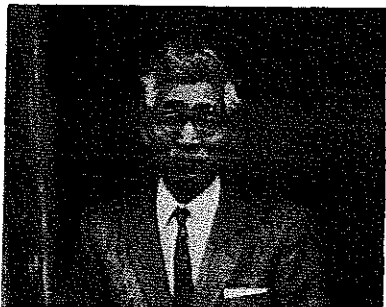
支部長構想では、若い層で勉強して、行政主体に司法建築、測量、の士族を集めて総合センター設立があるが、これが無理なら、仕事が多く世の移りが速い現今では、最低補助者1名を置いて、業務処理がベルトコンベアのように機械的にされない限り、客の要望には応じきれないと云う。体験が生んだ結論であろうが、先生に早くなりすぎ、1人親方でするよりも、企業としての行政事務所経営に頭をつかう時代がこの支部にもきているようである。

最後に、捻金支部長から留萌支部会員への伝言がある。「研修会に、来てほしい人が来なかった。為になる講義が最近が多い。今日の収入に直結する自信をもってほしい。足で歩けば、たとえば団体に行けば仕事をもらえます。」

## 編集後記

〇会報の表紙を黄色に衣更えして、図案、題字を変えてから、丁度1周年になります。新しく会員になった方は、表紙裏の説明をお読みください。考えていることが半分しか文字に書けないイラダクシサを49年には解消することが、編集子の年頭のプランで

あり、心願です(H) 〇会報だからこそ、趣味欄は編集面でもぜひ欲しいものでした。寄稿くださった捻金さん、下国さん、高田さん、柴山さん、後藤さんに厚くお礼申します。今後もご精進のほど。(編集委員会)



関根支部長

## 支部めぐり — その11 —

### 日高支部の巻

# 支部総会開催に踏切る

関根日高支部長が開口一番言ったことは、「きのう(12月1日の室蘭支部との合同研修会)日向寺、工藤さんと3人で、もう総会を開かなければならないねと話し合ったんですよ」

である。会長代理で「総会開催説得」にきた葛西常任理事の頬がゆるみ、支部運営の方法論に話はずんだ。

兼業をふくんで10名が会員、事務所をもつ会員5名(うち専業2名)では、研修会を開こうにも予算、講師のことで踏み切れないし、実に不思議なのは、行政書士としての業務はしていないが、会費は払っている事実である。支部活動をしていない共通点の一つ、意欲のない書士がこの支部にも云える。

農地法、契約と業務はまだまだある。仕事を自分でとる気になってほしいし、行政書士を生活の手段にしてほしいのが、支部長の願いである。経験から推して、資格試験に合格しただけでは開業は無理だし、諸官庁を退職しても、在職中におぼえた仕事のみでは、行政書士を業とするには不足な部分があることを、知ってほしいと関根書士は言う。

総会のあと、年度事業として研修会を開くことになろうが、支部長案では、将来は室蘭支部と共催してもよいという。

支部運営について、本会理事でもある日向寺書士は「静内町と新冠町の行政書士は、月1回交互に自弁で参集し、懇親をかねて仕事の話をしています。これが役に立ちます。受託内容は複雑になってきたし、これからの行政書士は、年齢は壮年つまり若い者のほうが適しています」

そこで提案だが、新冠、静内という2点を浦河、次にエリモと点を増やして、会合することによって線に結びつけられないだろうか?可能なら線が熱のある円いごやかな日高支部となり、支部活動も漸進的ながら活発になると思う。

支部の再編成やら、会員の実態調査、「運輸業務」の受入れETC。支部自体意欲をもつ時期であるので、日高支部がまず総会開催に踏み切ったことは、大いに期待したい。

計画どおりに支部を訪問できませんでした。年度内に13支部をまわる都合もあり、48年に訪問した分をこの号に取って掲載しました。3月号には小樽支部、根室支部を取り上げて「支部めぐり」を一応完結する予定です。

'74 第73号 昭和49年1月1日発行

北海道行政書士会

編集 企画部・会報編集委員会

〒060 札幌市中央区南1条西5丁目愛生館ビル5階

電話 251-4073・251-4061